

賃貸アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です！

日頃より市税につきましてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、固定資産税は土地や家屋以外に償却資産（事業用資産）にも課税され、毎年1月1日現在に観音寺市内に所有している償却資産について、1月31日までに観音寺市へ申告していただくことになっています。（地方税法第383条）

賃貸アパート、駐車場等の事業を営む方は、以下の具体例に示す資産等にも固定資産税が課税されますのでご留意いただき、償却資産の申告をお願いいたします。

申告していただく償却資産の具体例

賃貸アパート及び駐車場等を経営（所有）されている方が設置した構築物、機械・装置、器具・備品

- ・構築物：駐車場のアスファルト舗装（車止め、白線を含む）、ブロック塀・フェンス、側溝、看板、物置、自転車置場、ごみ置場、受変電設備、外灯（野外配線・配管を含む）、LAN配線など
- ・機械・装置：太陽光発電設備など
- ・器具・備品：ルームエアコン・収納家具など



償却資産（固定資産税）の申告 Q & A

Q	償却資産の申告をするのは誰ですか？
A	毎年1月1日現在で、個人や法人で事業を行っている人（工場や商店を営んでいる人、アパートや駐車場を貸している人など）のうち、事業用資産を所有されている人です。
Q	償却資産の申告はしないとイケないのですか？
A	地方税法第383条に基づいて、毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを、1月31日までにその償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされています。所有する事業用資産が少ない場合でも、申告が必要です。
Q	申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合どうなるのですか？
A	正当な事由なく申告をしなかった人は、地方税法第386条及び市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料が科せられます。また、虚偽の申告をした人は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。